

社援地発0508第2号  
令和5年5月8日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の  
一部改正について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う自立相談支援事業等の運営に当たって必要な基本的事項については、それぞれ手引きとしてとりまとめているところである。

今般、緊急小口資金等の特例貸付（以下「特例貸付」という。）に関し、償還猶予を受けている借受人に対する支援の取扱いについて、「緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の支援の取扱いについて」（令和5年5月8日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）によりお示ししたところである。

本事務連絡の内容を踏まえ、特例貸付の借受人たる生活困窮者に対する自立相談支援機関の対応について、別添の新旧対照表のとおり改正するとともに、同日から適用することとしたので通知する。

については、改正の内容について御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（自立相談支援事業部分）新旧対照表

改正後	現行
<p>(別添 1)</p> <p>自立相談支援事業の手引き</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 把握・アウトリーチ ①</p> <p>(1)～(3) ① (略)</p> <p>②自治体以外の関係機関からの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体以外の関係機関では、公的サービスの提供機関、民間のサービス提供事業所、ライフライン事業者その他の民間事業所、地域の活動団体、住民団体等が想定される。各支援員は関係機関の担当者と意識的に交流を図り、連携体制を一つひとつ構築していくことが重要である。</li> <li>○ なお、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度（相談窓口業務は市区町村社会福祉協議会が委託実施）の資金種類のうち、就労支援をはじめ包括的な支援が必要な総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付けにあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</li> </ul>	<p>(別添 1)</p> <p>自立相談支援事業の手引き</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 把握・アウトリーチ ①</p> <p>(1)～(3) ① (略)</p> <p>②自治体以外の関係機関からの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体以外の関係機関では、公的サービスの提供機関、民間のサービス提供事業所、ライフライン事業者その他の民間事業所、地域の活動団体、住民団体等が想定される。各支援員は関係機関の担当者と意識的に交流を図り、連携体制を一つひとつ構築していくことが重要である。</li> <li>○ なお、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度（相談窓口業務は市区町村社会福祉協議会が委託実施）の資金種類のうち、就労支援をはじめ包括的な支援が必要な総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付けにあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</li> </ul>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p>○ <u>令和2年3月から令和4年9月まで実施された緊急小口資金等の特例貸付に関しては、貸付を受けてもなお生活に困窮している者や、償還免除者について、社会福祉協議会から情報提供があった場合には、電話・訪問等のアウトリーチ等によるフォローアップ支援を行うなど、可能な限り必要な支援を行うこととする。また、特例貸付を受けている相談者が償還困難な場合には、必要に応じて意見書を社会福祉協議会に対して提出すること。加えて、償還猶予中の相談者に必要な支援を行い、その状況について、当該相談者の債権を有する都道府県社会福祉協議会に意見書を提出する等、個々の状況に応じて生活再建に向けた支援を行っていくこととする。</u></p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>6～17 (略)</p>	<p>○ <u>また、生活福祉資金の中で令和2年4月1日から令和5年3月31日の間において行う就職氷河期世代等への支援のための長期訓練生計費は、国家資格等の取得により自立した生活を目指すための訓練期間中の生計費の貸付である。そのため、長期の訓練を受講する前に自立相談支援機関に相談を行い、支援プランに基づき就労までの継続的な支援を受けることが重要となる。したがって、長期訓練生計費の貸付にあたっては、自立相談支援機関の利用を要件とするものであり、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。(第4章の2(3)参照)</u></p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>6～17 (略)</p>

改正後	現行
<p>第3章 (略)</p> <p>第4章 自立相談支援事業と法に基づく事業等との連携</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他関係機関との連携</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活福祉資金貸付制度は、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯等の自立促進を図る制度であり、各都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、各市区町村の社会福祉協議会に相談窓口が設置されている。</li> <li>○ 生活福祉資金貸付制度は、法に規定されていないものの、自立相談支援機関や家計改善支援機関と連携して貸付を行うことにより生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものであり、当該制度の利用の有無は自立相談支援機関が策定するプランの支援内容の一つとなっている。</li> <li>○ また、生活福祉資金のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</li> </ul> <p>(削る)</p>	<p>第3章 (略)</p> <p>第4章 自立相談支援事業と法に基づく事業等との連携</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他関係機関との連携</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活福祉資金貸付制度は、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯等の自立促進を図る制度であり、各都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、各市区町村の社会福祉協議会に相談窓口が設置されている。</li> <li>○ 生活福祉資金貸付制度は、法に規定されていないものの、自立相談支援機関や家計改善支援機関と連携して貸付を行うことにより生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものであり、当該制度の利用の有無は自立相談支援機関が策定するプランの支援内容の一つとなっている。</li> <li>○ また、生活福祉資金のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</li> <li>○ <u>なお、生活福祉資金の中で令和2年4月1日から令和5年3月31日の間において行う就職氷河期世代等への支援のための長期訓練生計費は、国家資格等の取得により自立した生活を目指すための訓練期間中の生計費の貸付である。そのため、長期の訓練を受講する前に自立相談支援機関に相談を行い、支援プランに基づ</u></li> </ul>

改正後	現行
<p>○ <u>令和2年3月から令和4年9月まで実施された緊急小口資金等の特例貸付に関しては、貸付を受けてもなお生活に困窮している者や、償還免除者について、社会福祉協議会から情報提供があった場合には、電話・訪問等のアウトリーチ等によるフォローアップ支援を行うなど、可能な限り必要な支援を行うこととする。</u></p> <p><u>また、特例貸付を受けている相談者が償還困難な場合には、必要に応じて意見書を社会福祉協議会に対して提出すること。加えて、償還猶予中の相談者に必要な支援を行い、その状況について、当該相談者の債権を有する都道府県社会福祉協議会に意見書を提出する等、個々の状況に応じて生活再建に向けた支援を行っていくこととする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第5～8章 (略)</p>	<p><u>き就労までの継続的な支援を受けることが重要となる。したがって、長期訓練生計費の貸付にあたっては、自立相談支援機関の利用を要件とするものであり、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第5～8章 (略)</p>